

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 29 年 12 月 28 日 発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 大北
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

平成 30 年度税制改正大綱 PartⅢ 事業承継税制【訂正版】

1. 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度の創設【相続税・贈与税】 P45-P48(1)(2)

(1) 制度の概要（適用開始日：平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日まで）

特例後継者が特例認定承継会社の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈により、特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予。

(2) 用語の意義

① 特例後継者（i と ii を満たす者）

- i 特例認定承継会社の特例承継計画に記載された特例認定承継会社の代表権を有する後継者（同族関係者と合わせて総議決権の過半数を有する者に限る。）
- ii 同族関係者のうち、特例認定承継会社の議決権を最も多く有する者（後継者が 2 名以上の場合には、総議決権数の 10%以上有する上位 2 名又は 3 名をいう。）

② 特例認定承継会社（i と ii を満たすもの）

- i 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社
- ii 中小企業における経営の承継の円滑化に関する承認を受けたもの

③ 特例承継計画（i と ii を満たすもの）

- i 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画
- ii 特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたもの

項目	現 行（一般）	特 例 改正案
対象株式	発行済議決権株式総数の 3 分の 2	全株
相続時の猶予対象評価額	80%	100%
雇用確保要件	5 年平均 80%維持	実質撤廃 (認定経営革新等支援機関の意見が必要)
贈与者 改正案	先代経営者のみ ⇒ 複数株主可	複数株主
受贈者	後継経営者 1 人のみ	後継経営者 3 名まで(最低 10%以上)
相続時精算課税	推定相続人等後継者のみ	推定相続人等以外も適用可
特例承継期間後の減免要件の追加	民事再生・会社更生時にその時点の評価額で相続税を再計算し、超える部分の猶予税額を免除	現行に譲渡・合併による消滅・解散時を追加
提出期間	—	平成 30 年 4 月 1 日から 5 年間
特例承継計画の提出	不要	要
贈与期間	なし	特例承継計画提出から平成 39 年 12 月 31 日

